# 令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6一24)

政策分野名 【施策名】	漁村の活性化の推進	担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/加工流通課/研究指導課/漁場資源課/計画 課/整備課/防災漁村課】
政策の概要 【施策の概要】	浜の再生・活性化、漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化、加工・流通・消費に関する施策の展開、水産業・漁村の多面的機能の発揮、漁場環境の保全・生態系の維持、防災・減災、国土強靱化への対応	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進 ・漁港漁場整備長期計画(令和4年3月25日閣議決定) 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定) 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) Ⅲ 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1.(3) い)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定) 第2 ② 第2	政策評価 実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	浜の再生・汽	舌性化									
施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]				において、海 島対策等を推		<b>ぶんぱい かいりょう かいりょう かいまた かいままり かいままり かいまた かいまた かいまた かいまた かいまた かいまた かいまた かいまた</b>	得の確保の	)取組の促進	や、漁村外	からのUIター	ンの確保等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進すべく見
目標① 【達成すべき目標】	漁業者の所	得向上									
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値	<b>I</b>	目標値			年月	きごとの実	績値	ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块	
	実績(平 29年度7 令和33 度)の5	直近5カ年 実績(平成 29年度から	62%	各年度	62%	62%	62%	62%	62%	F= <b>-</b> 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 II 1(1)の「漁業者の所得向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜ブランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととしている。 これを踏まえ、浜ブランを実践して所得向上に取り組む地区のうち、各年度の所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。 なお、新たな基本計画に則したと置しにより、令和6年度から従来の漁業所得に加えて 海業による漁業外所得も所得向上目標への算入が可能となったことを踏まえ、令和6年度 以降の年度を計画の初年度とするブランについては、海業による漁業外所得分を含めた
ア 各年度の漁業者の所得向上目標を達成した地区の割合【再掲】		令和3年 度)の5中3 平均	020		46%	令和7年 3月下旬 把握予定					漁業者の所得が各年度の所得向上目標を達成した地区を対象とする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近5カ年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、浜プランの所 得向上目標である10%を加味した62%を目標値とした。 また、各地区の所得向上目標は毎年度向上するように設定することを踏まえ、62%以上を 維持することとした。
	把握	の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜ブランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握 ※令和6年度以降については、海業による漁業外所得も含めた漁業者の所得での達成状況を把握する								
				=各年度の漁 50%超、Aラン						シク:50%未済	荀

前年度までの		甘油法					度ごとの目				
測定指標	基準値		目標値			年月	まごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(指標の見直しにより前年度までの 指標が上記と異なる場合)		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	
	96% 令和3年	実績(平成 29年度から	62%	各年度	62%	62%	I	-	-	F=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(1)の「漁業所得の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所 得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業 所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。
各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合【再掲】		56% 29年度から 令和3年 度)の5中3	02%	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	46%	令和7年 3月下旬 把握予定				r — 一 恒.	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近5カ年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、漁業所得の向 上分10%を加味した62%を目標値とした。 また、各地区の漁業所得向上目標は毎年度向上するように設定することをふまえ、62%以 上を維持することとした。なお、浜ブランは令和元年度から5年度まで5カ年の期間が設定 されており、令和6年度に新たな基本計画に則した見直しがブランに適用される段階で、 指標の設定を検討。
	把握여		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握								
				=各年度の漁 50%超、Aラン						ンク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	漁港を海業等	等に利活用し	<b>、やすい環境</b>	を整備、海業	等の取組を	一層推進						
							きごとの目れ			11-1-		
測定指標	基準値	基準	目標値	目標	4年度	年原 5年度	きごとの実行 6年度	積値 	8年度	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度		年度	4年度	5年及	0千及	7十段	8年及			
					100件	200件	300件	400件	500件		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(2)の「漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備」に該当するアウト カム指標として設定。	
<b>ア</b> 漁港における新たな海業等の取組 数	0件	令和 3年度	500件	令和 8年度	30件	151件				· S↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、全国の漁港の有効活用や海業等の取組の促進を図り、令和8年度までにおおむね500件の海業等の取組を漁港において展開することとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。	
	把握0	の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握									
	達成度 判定		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
					40 万人	80 万人	120 万人	160 万人	200 万人		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(2)の「海業等の取組を一層推進」に該当するアウトカム指標として設 定。	
イ 漁村の活性化により新たに増加し た都市漁村交流人口	0万人	令和 3年度	200万人	令和 8年度	270万 (暫定値)	令和6年 10月末 把握予定				F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、海業等の取組を一層推進 し、令和8年度までに都市漁村交流人口をおおむね200万人増加させることとしていること を踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていな いことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。	
	把握0	の方法	作成時期:調	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の10月頃(暫定値は6月頃把握) 算定方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						る未満、Cラ	ンク:50%未満	苟	

	目標③ 【達成すべき目標】	離島地域の流	漁業集落が	共同で行う漁	業の再生のた	こめの取組の	)支援						
	測定指標	基準値		」目標値				度ごとの目: 度ごとの実:			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	WINC III IN	2712	基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	对尼田·珠V 远足在山及 0°日 1°年间 (小十 日 1°年1月 / V 00 足 0°11 底	
	離島漁業再生支援等交付金の取 ア 組に参加している離島漁業者の平 均漁業所得額		写万円 令和 2年度	1.3百万円	各年度	1.3 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円	- F=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ1(6)の「離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を 支援」に該当するアウトカム指標として設定。	
				1.3日刀円	4 件及	1.6 百万円	1.8 百万円 (暫定値)				1	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 離島漁業は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売生産面での不利な条件に加え、高 齢化及び過疎化等のため、所得の現状を維持することも困難な厳しい状況であるため、基 準年度(令和2年度)の所得額の実績(1.3百万円)を維持することを目標として設定。	
		把握0	D方法	出典:水產戶 作成時期:調 算出方法:劑	間査年度翌年	型年の8月頃 写生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得を各都道府県を通じて把握。							
		達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						%未満、Cラ	シンク:50%未清	荀	

	施策(2)	漁協系統組	織の経営の値	建全化•基礎引	<b>強化</b>							
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			魚協の経営の			対漁協間で6	の広域合併・	や経済事業の	の連携等の	実施、漁協施	設の機能再編等の取組を推進する。また、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁
	目標① 【達成すべき目標】	複数漁協間	での広域合何	并、収支改善は	に向けた漁協	3系統組織 <i>0</i>	の取組を促進	進				
							• • •	度ごとの目: 度ごとの実	<i> </i>		指標一	
	測定指標	基準値	基準年度	. 目標値	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   
	ア 沿海地区漁業協同組合の組合数 (出資及び非出資)	873 細会	令和	798	令和	858 組合	843 組合	828 組合	813 組合	798 組合	- S↓ -差	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ2(1)、(2)の「複数漁協間での広域合併、収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進」に該当するアウトカム指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、前期水産基本計画期間に
		組合	3年度	組合	8年度	864 組合	852 組合				3↓一左	おける合併による漁協減少数は同期間期首時点の漁協数の約8.5%であったことから、本水産基本計画期間においてもこの傾向を維持することとし、令和8年度末に漁協数を798漁協(ム75漁協)にすることを目標とした。 目標年度については、令和4年度に策定された水産基本計画は、概ね5年度ごとに見直されることから、現行の水産基本計画の最終年度と見込まれる令和8年度を目標年度とすることにより、次期水産基本計画に併せて政策分野・施策を見直すことができるようにした。
		出典:水産庁調べ 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県からの報告により把握										
		達成度 判定		達成率(%) A'ランク:150						%未満、Cラ	ランク:50%未添	調

施策(3)	加工·流通·	消費に関す	る施策の展開											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		向上と外国	人材の活用を								変化に適応可能な産業への転換、国産加工原料の安定供給、中核的水産加工業者の育成 推進を図るとともに、消費対策として消費者ニーズを的確に捉えた水産物の提供や若年層			
目標① 【達成すべき目標】	資源状況の	良い加工原	料への転換や	多様化、新	製品開発や	新規販路開	拓等の経営	改善に資す	る取組を促	進、加工・流通	白のバリューチェーンの強化、国産水産物の消費拡大			
						年月	度ごとの目	標値						
測定指標	基準値	1	目標値	1		年月	きごとの実	績値		指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度			目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	口子刀块				
	44.6kg/人年	令和	39.8kg/人年	令和	43.5 kg/人年	43.1 kg/人年	42.8 kg/人年	42.4 kg/人年	42.0 kg/人年	F↓—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)アの「資源状況の良い加工原料への転換や多様化」、ウの「新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進」、(2)アの「加工流通のバリューチェーンの強化」、(3)アの「国産水産物の消費拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 加工原料の転換、新規販路の開発や水産バリューチェーンの構築等は、外食産業やスーパーマーケット等での需要を増加するための取組であり、需要の増減は魚介類(食用)の年間消費量に寄与することから、測定指標として設定。			
ア 魚介類(食用)の年間消費量		元年度	03.0kg/ / (+	14年度	40.3 kg/人年	40.0 kg/人年 (概算値)				Т	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において令和14年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を39.8kgとする目標を掲げている。 年度ごとの目標値については、「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において定められていないため、基準値と目標値を直線で結んで算出した年度ごとの消費量の目安値を目標値とした。			
	把握0	の方法		間査年度の翌	翌々年度末(概算値は調査年度の翌年度8月に把握予定) 度中(10月1日)の我が国の総人口									
	合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150						%未満、Cラ	シク:50%未済	苗				

目標② 【達成すべき目標】	水産物の価	格の著しい変	で動を緩和し、	加工原料を	安定的に供	給					
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块	
	0.25	平成19年 度〜平成 28年度まで	0.25	令和 9年度	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	· F=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)イの「加工原料を安定的に供給(目標②欄を転記)」に該当するアウトカム指標として設定。 対象水産物は1種類の魚種ではなく、複数の魚種(アジ、サバ、サンマ、イワシ)となっている。それぞれの魚種で平均単価や変動幅が異なることから、同水準の基準とするため、できたのとなりは、は、出くないとは、日本で、は、日本で、とは、日本で、は、日本で、は、日本で、とは、日本・は、日本・は、日本・は、日本・は、日本・は、日本・は、日本・は、日本・
ア 対象水産物の年間変動係数		28年度までの平均値		9年度	0.24	0.21 (暫定値)					変動係数を使用した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 過去10年間(平成19年度から平成28年度)の変動係数の平均値(0.25)以下を目標値とした。
	把握(	出典:産地水産物流通調査 作成時期:調査年度の翌年度末(暫定値は7月頃把握) 算出方法:産地価格の標準偏差/産地平均価格									
		達成度合いの <b>単定方法</b>									
目標③ 【達成すべき目標】	省人化·省力	力化、生産性	向上								
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標一	   測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	
	6.80 令和		A for the		対前年増又は同数			対前年増又は同数	0 #	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)エの「省人化・省力化、生産性向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の実績値6.80百万円/人を基準値とし、令和9年度までに省人化・省力化に	
ア 水産食料品製造業の労働生産性	6.80							水産加工業者は中小・零細規模の経営体が太宗を占める中、他の製造業と比べても経営基盤がぜい弱である。そのような中、近年はサンマ・サケ等の不漁による原材料不足や輸入原材料価格の高騰、人出不足などの厳しい状況に見舞われており、原材料の転換、新商品の開発などに係る機械の導入をしない限り、従来の労働生産性の維持すら困難な情勢。こうした水産加工業者の存続をかけた取組に対し支援を行うことで、少なくとも現行			
	把握(	の方法	出典:工業紛 作成時期:調 算出方法:か	査年度の翌	年度秋頃				活動調査(約	&務省·経済國	· 在業省)
		合いの ?方法	達成度合(% A'ランク:150						%未満、Cラ	ンク:50%未済	苗

						年月	まごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	····· 績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
バルこコロリホ	- 本十世	基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	为定日保V医足径出及U日保值(水平 日保干及/V区足VIK)。		
					50%	55%	60%	65%	70%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(2)イの「漁港において高度な衛生管理に対応した荷さばき所、冷凍 冷蔵施設等の整備を推進」に該当するアウトカム指標として設定。		
	45%	令和 3年度	70%	令和 8年度						F↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、「水産物の流通拠点となる		
水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合【再掲】					45%	47%					港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を45% (令和3年度)から令和8年度までにおおむね70%に向上させる」としていることから設定 各年度の目標値については、基準年から一定割合で向上させ令和8年度に達成させ ととして設定。		
a) o (1774)	把握(	の方法	算出方法: 都道府県等の実績報告から把握 							,			
	達成由	東西方法: 都退村県寺の美績報告から把握 <b>遠度合いの</b> <b>遠</b> 成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 <b>A</b> 'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
									%未満、Cラ	シンク:50%未済	描		
目標⑤ 【達成すべき目標】		方法							%未満、Cラ	シク:50%未済	<b>茜</b>		
	判定	方法				上150%以下		50%以上90°	%未満、Cラ	シンク:50%未済			
	判定	方法				上150%以下 年J	、Bランク:	50%以上90° 標 <b>値</b>	%未満、Cラ	指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
【達成すべき目標】	<b>判定</b> 水産エコライ	方法	A'ランク:15			上150%以下 年J	で、Bランク: Bランク: Box	50%以上90° 標 <b>値</b>	%未満、Cラ				
【達成すべき目標】	<b>判定</b> 水産エコライ	方法 ベルの活用 基準	A'ランク:15	0%超、Aラン	4年度	年 5年度	まごとの目 まごとの実 6年度	標値 積値 7年度	8年度	指標一			
【達成すべき目標】	<b>判定</b> 水産エコライ	方法 ベルの活用 基準	A'ランク:15	0%超、Aラン	/ク:90%以	年月	ま、Bランク:	50%以上90 <sup>6</sup> 標値 積値	T	指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 【測定指標の選定理由】		

算出方法:国内で認証実績のある水産エコラベルのスキームオーナーに対する調査・集計

達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

達成度合いの 判定方法

施策(4)	水産業・漁村	けの多面的機	幾能の発揮									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	水産業・漁村住民以外のを推進。	けの持つ水産 多様な主体	を物の供給以外の参画や、災4	外の多面的な害時の地方な	c機能が将来 公共団体・災	そにわたって 害ボランテ <i>。</i>	発揮される。	よう、一層の[	国民の理解 進。特に国地	の増進を図り	つつ効率的・効果的に、また、NPO・ボランティア・海業に関わる人といった、漁業者や漁村については、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組	
目標① 【達成すべき目標】	自然環境の	保全、保健化	木養・交流・教	育の場の提供	<b>共などの、水</b>	産業・漁村(	の持つ水産	物の供給以外	外の多面的	な機能が将来	にわたって発揮されるよう、取組を促進。	
						• • •	度ごとの目:			- 11-1-		
測定指標	基準値	++ :#-	目標値	D.#		年月	<b></b> ぎごとの実績	績値 T		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
	6,336ha	令和	7,0001	令和	6,469ha	6,602ha	6,735ha	6,868ha	7,000ha	c^ ±	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ4(水産業・漁村の多面的機能の発揮)における「自然環境の保全」及び5 (漁場環境の保全・生態系の維持)における「薬場・干潟等の保全・創造」に該当するアウト カム指標として設定。	
ア 藻場の保全・創造に向けた取組・ 対策の実施面積		2年度	7,000ha	8年度	6,459ha	6,593ha				- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体や漁業者等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させることを目標とする7,000haとした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定。	
	把握6	の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握									
			達成度合(% A'ランク:15						%未満、Cラ	シンク:50%未済	<b>茜</b>	
	0.7.1		2007	令和	40 万人	80 万人	120 万人	160 万人	200 万人	D^ *	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ4の「「多様な主体の参画」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
イ 漁村の活性化により新たに増加し た都市漁村交流人口【再掲】	0万人	3年度	200万人	8年度	270万 (暫定値)	令和6年 10月末 把握予定				F↑一直	漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、海業等の取組を一層推進し、令和8年度までに都市漁村交流人口をおおむね200万人増加させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。	
	把握6	の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の10月頃(暫定値は6月頃把握) 算定方法:都道府県等からの実績報告により把握									
	<b>達成度合いの</b>										苗	

施策(5)	漁場環境の	保全·生態系	の維持											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	海洋生態系	を維持しつつ	の、持続的な流	魚業を行うたぬ	め、藻場・干	潟等の保全	・創造等を図	<b>図</b> る。						
目標① 【達成すべき目標】	藻場•干潟 <i>0</i>	)保全·創造												
value le le	11.44.11					• "	度ごとの目 度ごとの実			指標一				
測定指標   	基準値	基準年度	目標値	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	6,336ha	令和	5.000	令和	6,469ha	6,602ha	6,735ha	6,868ha	7,000ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ4(水産業・漁村の多面的機能の発揮)における「自然環境の保全」及び5 (漁場環境の保全・生態系の維持)における「薬場・干潟等の保全・創造」に該当するアウト カム指標として設定。			
ア 藻場の保全・創造に向けた取組・ 対策の実施面積【再掲】	6,336ha	2年度	7,000ha	8年度	6,459ha	6,593ha				· S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体や漁業者等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させることを目標とする7,000haとした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定。			
	把握6	の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握											
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合(% A'ランク:15						《未満、Cラ	ンク:50%未済	<b></b>			

目標② 【達成すべき目標】	赤潮•貧酸素	<b>承水塊(注2)</b>	による漁業被	害の軽減対策	衰									
						年月	度ごとの目:	標値						
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	<b>績値</b>		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块				
	970 チトン	令和 2年度	970 手い	各年度	970 千トン	970 千トン	970 手トン	970 千トン	970 千トン	- F=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(3)の「赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策」に該当するアウト カム指標として設定。 赤潮・貧酸素水塊は養殖魚類のへい死やリリの色落ち等の漁業被害を発生させるもので あり、その被害軽減に取り組んでいることから、「我が国の養殖生産量」を指標として設定し			
ア 我が国の養殖生産量	110	2千戌	千トン		911 千トン	849 千トン					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 近年、養殖生産量は1,000千トン前後で推移していることから、目標値については、直近の養殖生産量(令和2年度の実績値970千トン)を維持することとして設定。			
	把握0	の方法	出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度の5月頃 算出方法:農林水産省統計部から公表される速報値により、当該年の生産量を当該年度の指標として把握											
		達成度合(%) = 当該年度の実績値/当該年度の目標値×100   <b>に方法</b>												
目標③ 【達成すべき目標】	環境に配慮	した生分解性	生素材を用い	た漁具などの	製品開発									
						年月	度ごとの目:	標値						
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块				
		A =			-	-	30%	50%	80%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(6)の「環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具などの製品開発」に 該当するアウトカム指標として設定。			
ア 生分解性プラスチック製漁具の実 証取組数	Ο%	令和 3年度	100%	令和 9年度	-	-				S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 研究開発段階にある取組及び新たに研究開発に着手する取組のうち、実証に移行した 取組の割合。「みどりの食料システム戦略」工程表において、おおよそ2025年から生分解 性プラスチック製漁具の開発に係る実証期間としていることから、令和9年度に100%とする こととして設定。			
HILL-TATIFIC 2A	把握6	の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:事業年度末 算出方法:国の事業による取組数から算出											
	達成度 判定	合いの方法		ん)=当該年』 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未済	<b>茜</b>			

目標(④ 【達成すべき目標】	海洋環境の	変化に適応し	た漁場整備	を推進								
測定指標	基準値		目標値				度ごとの目: 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
WICH IN	2712	基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類		
	OFIL	令和	CETIV	令和	1.3 万トン	2.6 万トン	3.9 万トン	5.2 万トン	6.5 万トン	- S↑直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「海洋環境の変化に適応した漁場整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産	
水産資源の回復や生産力の向上 ア のための新たな漁場整備による水 産物の増産量		3年度	6.5万トン	8年度	0.9 万トン	2.0 万トン				- S   一 <u>间</u> .	音源回については、地力公共団体等の事業実施工体がの実施変等を暗まえ、水屋 資源の回復や生産力の向上を目指し、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化 に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推 進することにより、6.5万トンの水産物を増産させることを目標とした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した 事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定した。	
	把握0	の方法	出典:水產戶 作成時期: 算出方法:者				を把握			1		
		合いの 方法			年度の実績値/当該年度の目標値×100 ランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

	施策(6)	防災•減災、	国土強靭化	への対応										
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業地域の	業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の発生の切迫等に対し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化や漁村における避難対策等を推進する。											
	目標① 【達成すべき目標】	持続的な水	産物の安定に	共給に資する	漁港施設の耐	耐震化等を持	推進							
	測定指標	基準値		目標値			• • •	度ごとの目: 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	がりた。1日1示	<b>本</b> 年但	基準 年度	그 1차 ILL	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	例足由标V医足压由及UT自标但(小年*日标千度/V00足V100)		
		27%	<b>今</b> 和		<b>会和</b>	36%	44%	53%	61%	70%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(1)の「持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】		
	水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合			70%	令和 8年度	29%	31%				S↑一直	漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港の施設の耐震化・耐津液化等を推進し、地震・津液災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。		
		把握여	の方法	出典:水產戶 作成時期: 算出方法:都	間査年度の翌			至	I	I				
			合いの 方法	算出方法: 都道府県等からの実績報告により把握 達成度合(%) = 当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							有			

						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	<b>績値</b>		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块	
イ 海岸堤防等の整備率	53%	令和元年度	64%	令和 7年度	64% 58%	64%	64%	64%	-	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐候化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐速を記する水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防等の整備率」を指標として、令和7年度までに64%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握6		出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高までの整備が完了している延長を集計し把握								旦当部局による共同調査)
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						る未満、Cラ	ンク:50%未清	有

							度ごとの目: 度ごとの実:			指標一		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
南海トラフ・首都直下型地震、日本 海溝・千島海溝周辺海溝型地震 ウ 等の大規模地震が想定されている 地域等における海岸堤防等の耐 震化率	56%	令和元年度	59%	令和 7年度	59%	59%	59%	59%	-	· S↑—直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大足が最定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」を指標として、令和7年度までに59%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。	
	把握여	の方法	作成時期:訓	出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、L1地震動に対する耐震性の確保が完了している延長を集計し把握								
		合いの 方法		6)=当該年月 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ンク:50%未満	į	

							度ごとの目: 度ごとの実:			指標一			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝 エ型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸 開等の安全な閉鎖体制の確保率	77%	令和元年度	85%	令和 7年度	85%	85% 85%	85%	85%	-	· S↑一直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに85%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。		
	把握6		作成時期: 訓	出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等といった安全な閉鎖体制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握									
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						ゟ未満、Cラ	ンク:50%未清	į		

目標② 【達成すべき目標】	避難路や避	難施設の整	備などの避難	対策を推進									
						年原	度ごとの目	標値					
測定指標	基準値		│ _ 目標値			年月	度ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异万短			
					73%	76%	79%	82%	85%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(1)の「避難路や避難施設の整備などの避難対策を推進」に該当する アウトカム指標として設定。		
最大クラスの津波に対する安全な ア 避難が可能となった漁村人口の割 合	70%	令和 3年度	85%	令和 8年度	73%	令和6年 12月下旬 把握予定				- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、漁村における避難対策を推進し、最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合を令和8年度までにおおむね85%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。		
	把握(	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の12月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握											
		成度合いの   達成度合(%) = 当該年度の実績値/当該年度の目標値×100   判定方法											
目標(3) 【達成すべき目標】	地域の水産	業の早期再	開を図る										
						年原	度ごとの目	標値					
測定指標	基準値		┃ _ 目標値			年月	度ごとの実績値			指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	可异刀块			
					36%	44%	53%	61%	70%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(2)の「地域の水産業の早期再開を図る」に該当するアウトカム指標として設定。		
水産物の流通拠点となる漁港において、地震、津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合[再掲]	27%	令和 3年度	70%	70% 8年度 S↑ - 直 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月港の事業継続計画(BCP)の策定等を対期回復体制が構築された漁港の割合をとしていることを踏まえて設定。各年度のめられていないことから、基準値と目標							【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港の事業継続計画(BCP)の策定等を推進し、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。		
			出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握										
XCIVICIMILES BILL TITLE	把握(	の方法	作成時期:	調査年度の翌			室						

目標④ 【達成すべき目標】	予防保全型	の老朽化対	策に転換を図	S									
						年月	度ごとの目:	標値					
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	<b>績値</b>	ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	日子刀及			
					51%	56%	61%	66%	70%		【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ6(3)の「予防保全型の老朽化対策に転換を図る」に該当するアウトカム 指標として設定。		
予防保全型の老朽化対策に転換 ア し、機能の保全及び安全な利用が 確保された漁港の割合	46%	令和 3年度	70%	令和 8年度	49%	53%				· S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、予防保全型の老朽化対策を 推進し、漁港機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を令和8年度までにお おむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、 漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年 度ごとの目安値を便宜的に記載。		
	把握(	の方法	作成時期:訓	出典:水産庁調べ F成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法・都道府県等からの実績報告により把握									
		合いの ?方法		る)=当該年↓ 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ンク:50%未渝	<b>销</b>		
	今和		970	令和	87%	87%	87%	87%	-	S ↑ — jū	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。		
イ 予防保全に向けた海岸堤防等の 対策実施率	84%	元年度	87%	7年度	87%	87%				1 2   一恒.	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから「予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに87%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。		
	把握여	の方法	作成時期:訓	間査年度の翌	年度6月頃						担当部局による共同調査) 延長を集計し把握		
		合いの ?方法			手度実績値/令和7年度目標値×100 5ンク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

#### 政策手段一覧

#### 予算に係る政策手段

	<b>- 体の収束于权</b> 事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度) 関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	グローバル産地づくり緊急対策事業 (令和元年度) (関連:6-2)	(3)-⑤-ア	003136	豊かな漁場環境推進事業 (14) (平成30年度) (主) (5)-②-ア	003389
(2)	グローバル産地づくり推進事業 (令和元年度) (関連:6-2)	(3)-⑤-ア	003453	厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 (15) (平成30年度) (主)	003390
(3)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:6-7,8,13,17,19)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①- イ〜エ (6)-②-ア	003262	水産バリューチェーン事業       (3)-①-ア         (16) (令和元年度)       (3)-②-ア         (主)       (3)-②-ア	003426
(4)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:6-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,20,21)	(1)-②-イ	003339	北海道赤潮対策緊急支援事業 (17) (令和5年度) - (主) -	007680
(5)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:6-7,13,14,19)	(5)-④-ア	003337	北海道赤潮対策緊急支援事業(令和4年度第2次補正予算) (18) (令和4年度) (主)	007783
(6)	漁場油濁被害対策費 (昭和49年度) (主)	(5)-③-ア	003380	漁協経営基盤強化対策緊急支援事業 (19) (令和4年度) (主) (2)-①-ア	007038
(7)	浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (主)	(1)-①-ア (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-①-ア (3)-③-ア (3)-④-ア (6)-②-ア	003417	水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業 (20) (令和4年度) (主)	005955
(8)	有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成19年度) (主)	(5)-④-ア	003396	漁港海岸事業     (6)-①-インエ (6)-④-インエ (6)-④	003414
(9)	離島漁業再生支援等交付金 (平成22年度) (主)	(1)-③-ア	003418	(1)-②-ア (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-①-ア (6)-②-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-③-ア (6)-③-ア	003415
(10)	水産物流通調査事業 (平成24年度) (主)	(3)-①-ア	003419	水産基盤整備事業(直轄) (23) (平成13年度) (主) (5)-④-ア	003416

(1	水産多面的機能発揮対策 1) (平成25年度) (主)	(4)-①-ア (5)-①-ア	003420	水産基盤整備事業(補助)(TPP対策) (平成27年度) (主)	(3)-④-ア	003421
(1	漁港機能增進事業 2) (平成29年度) (主)	(1)-②-ア (1)-②-イ	018641	持続可能な水産加工流通システム推進事業 (令和6年度) (主)	(3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア	007089
(1	漁協経営基盤強化対策支援事業 3) (平成29年度) (主)	(2)-①-ア	003407	海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業 (令和5年度) (主)	-	007681

行政事業レビューシート 参照URL

https://rssystem.go.jp

## 非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段		税制の洞	【収見込額()	減収額)	関連・する	政策手段の概要等
(開始年度)	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	指標	以來于权の似安寺
1) 水産業協同組合法 (昭和23年)	-	-	1	-	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。
漁港及び漁場の整備等に関する 2) 法律 (昭和25年)	-	_	-	-	(1)-2)-7 (1)-2)-4 (3)-4)-7 (5)-1)-7 (5)-4)-7 (6)-1)-7 (6)-2)-7 (6)-3)-7 (6)-4)-7	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。
3) 海岸法 (昭和31年)	-	-	-	-	(6)-①- イ〜エ (6)-④-イ	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。
4) 漁業協同組合合併促進法 (昭和42年)	-	-	1	-	(2)-①-ア	適正な事業運営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。
水産加工業施設改良資金融通臨 5) 時措置法 (昭和52年)	-	-	-	-	(3)-①-ア	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。
収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70]  6) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	-			-	(6)-①-イ (6)-④-イ	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を効率的に進めることで目標の達成に寄与する。

(	保険会社等の異常危険準備金[法 7) 人税:租税特別措置法第57条の 5、第68条の55] (昭和29年度)	66 (61)	60 (62)	64 (60)	64	(2)-(1)-7	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等) 異常危険準備金の積立金額の損金算入が認められることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
(	中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税:租税特別措置法第57条 の9、第68条の59) (昭和41年度)	38 (20)	19 (92)	38 (95)	-		中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその2%割増しを行う措置。 (※ 割増特例については、2019年3月31日で廃止となったが、割増率を2%ずつ段階的に引き下げていく経過措置が設けられた。2023年3月31日に終了。) 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
(	中小企業者等が機械等を取得した 場合等の特別償却又は税額の特 別控除[所得税・法人税:租税特 別措置法第10条の3、第42条の6] (平成10年度)	142 (133)	173 (193)	147 (62)	62 (-)	(2)-①-ア	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化 に寄与する。
(	農業協同組合等の合併に係る課 税の特例(法人税:租税特別措置 法第68条の2) (平成13年度)	53 (0)	191 (128)	224 (37)	-	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。

#### 移替え予算に係る政策手段(参考)

事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
【内閣府より】 1) デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ) < (旧)地方創生整備推進交付金> (平成28年度)	(4)-①-イ (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア	006390	【国土交通省より】 (7) 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①- イ〜エ (6)-②-ア	004474
【内閣府より】 2) 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	(1)-2)-7 (1)-2)-4 (3)-4)-7 (5)-1)-7 (5)-4)-7 (6)-1)-7 (6)-2)-7 (6)-3)-7 (6)-4)-7	000176	【国土交通省より】 (8) 奄美群島振興開発事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度)	(6)-①- イ〜エ (6)-④-イ	004475
【復興庁より】 3) 漁場復旧対策支援事業 (平成24年度)	-	000599	【国土交通省より】 (9) 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①- イ〜エ (6)-②-ア	004475
【復興庁より】 4) 水産業復興販売加速化支援事業 (平成24年度)	(3)-①-ア	000606	【国土交通省より】 (10) 北海道開発事業のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度)	(1)-2-7 (1)-2-4 (3)-4-7 (5)-1-7 (5)-4-7 (6)-1-7 (6)-2-7 (6)-3-7 (6)-4-7	004479
【国土交通省より】 5) 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度)	$\begin{array}{c} (1)-\bigcirc -7 \\ (1)-\bigcirc -7 \\ (1)-\bigcirc -4 \\ (3)-\bigcirc -7 \\ (5)-\bigcirc -7 \\ (5)-\bigcirc -7 \\ (6)-\bigcirc -7 \\ \end{array}$	004474	【国土交通省より】 (11) 北海道開発事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度)	(6)-①- イ〜エ (6)-④-イ	004479
【国土交通省より】 6) 離島振興事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度)	(6)-①- イ〜エ (6)-④-イ	004474	【国土交通省より】 (12) 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	(4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①- イ〜エ (6)-②-ア	004479

各府省庁行政事業レビューシート 参照URL

https://rssystem.go.jp

<sup>(</sup>注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

<sup>(</sup>注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

<sup>(</sup>注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

## 1. 用語解説

注1	生産段階認証	持続可能で環境に配慮した漁業・養殖業から生産された水産物であることを担保する認証を指す。
注2	貧酸素水塊	溶存酸素が少ない水塊。